

秋川溪谷 瀬音の湯 宿泊約款

第 1 条（適用範囲）

秋川溪谷 瀬音の湯（以下「当施設」という）の宿泊契約およびこれに関連する取引に適用されます。この約款に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、法令または一般に確立された習慣によります。

第 2 条（宿泊契約の申込み）

- 1 宿泊を希望する方は、次の事項を当施設に申し出てください。
（1）宿泊者名、住所、連絡先 （2）宿泊日および到着予定時刻 （3）宿泊期間及び人数 （4）その他必要事項
- 2 申込みを受けた当施設が承諾した時点で宿泊契約が成立と致します。

第 3 条（宿泊契約の解除）

- 1 宿泊者が契約を解除する場合は、当施設に速やかに申し出てください。
- 2 宿泊者の都合による解除の場合、当施設が別途定めるキャンセル規定に基づきご請求させていただきます。

第 4 条（当施設の契約解除）

当施設は、次の場合に宿泊契約を解除することがあります。

- （1）宿泊者が法令または公序良俗に反する行為をしたとき
- （2）他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- （3）暴力団関係者、反社会的勢力であると判明したとき
- （4）天災その他不可抗力により宿泊を提供できないとき
- （5）その他当施設の判断により宿泊のご利用が適切でないと判断した場合

第 5 条（利用時間）

- 1 チェックインは午後 3 時から、チェックアウトは午前 11 時までとします。
- 2 時間外の利用については、追加料金を申し受けることがあります。
- 3 朝食はレストランにて午前 8 時～8 時 30 分までにご来場いただき、9 時までにお召し上がりください。
- 4 宿泊のご利用は連続 4 泊までといたします。

第 6 条（料金の支払い）

宿泊料金は、チェックイン時または事前にお支払いください。

第7条（施設の利用）

- 1 客室内での料理等について、コテージ内のキッチンは簡単な加熱やお弁当の温め等にご利用ください。
- 2 臭いの強い食材（焼肉・魚の調理・揚げ物等）や煙が発生する調理行為は禁止します。
- 3 これらの行為により臭気や油分が残り室内清掃や再販売に支障が生じた場合は、実費による特別清掃費及び販売不能期間に応じた違約金を申し受けることがあります。
- 4 火気の使用、喫煙、危険物の持ち込みは禁止します。
- 5 動物の持込はご遠慮ください。

第8条（貴重品および遺失物の取扱い）

- 1 貴重品はご自身で保管してください。
- 2 忘れ物の保管期間は発見日から3ヶ月とし、その後は処分させていただきます。
- 3 飲食物等の衛生上保管に適さないものは、即日廃棄させていただきます。

第9条（免責事項）

- 1 天災、交通機関の事故、盗難など、当施設の責めによらない損害については責任を負いません。
- 2 館内での事故については、当施設の過失がある場合を除き責任を負いません。

第10条（準拠法および管轄）

本約款に関する紛争は、法律に基づき、当施設所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別表】違約金（キャンセル料）

契約解除日	1週間前	前日	当日	不泊
宿泊料金に対する割合	20%	80%	100%	100%